

兵庫医科大学看護学部保護者会会則

(趣旨)

第1条 兵庫医科大学看護学部内に看護学部保護者会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 看護学部保護者会は、本学看護学部生の保護者間、及び保護者と教員の交流を図り、情報や意見の交換の場とするとともに、意見具申や提案を通じて本学の看護学部教育を支援することを目的とする。

(活動)

第3条 看護学部保護者会は前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 1 保護者間、及び保護者と教員の情報・意見の交換
- 2 病院・施設・保健所等臨地実習に対する提言
- 3 国家試験対策に対する提案
- 4 その他、看護学部保護者会が必要と認める活動(卒業式・謝恩会記念品等)
- 5 兵庫医科大学神戸キャンパス3学部保護者会役員連絡会における情報・意見交換と学部保護者会活動における全学的連携

(会費)

第4条 看護学部保護者会の会員は、第3条に定める活動に資するため、入会時(第1年次前期学費納入時に代理徴収)に維持会費として10,000円を本会に納入するものとする。

② 第3条に定める活動に資するため、特別会計として別途会費を、看護学部保護者会の議を経て、徴収することができる。

(組織)

第5条 看護学部保護者会は、兵庫医科大学看護学部在学生の保護者をもって構成する。

② 看護学部保護者会に次の役員を置くことができる。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名
- 3 幹事 4名〈各学年1名〉(庶務担当、財務担当、他)
- 4 会計監査 2名

③ 前項に掲げる役員のほか、会長が必要と認め、看護学部保護者会役員が承認し

た役員若干名を置くことができる。

(役員)

第6条 役員は、看護学部保護者会の議を経て、決定する。

- ② 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ③ 会長は、看護学部保護者会を管理し運営にあたる。
- ④ 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故等がある時はその職務を代行する。
- ⑤ 幹事は、看護学部教授会の協力の下、看護学部保護者会の運営に必要な実務や管理などを行う。
- ⑥ 会計監査は、看護学部教授会の協力の下、看護学部保護者会運営に必要な会計管理などの監査を行う。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、看護学部保護者会の議を経て行う。

附 則

本規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規定は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

本規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。